

長岡市中之島新ごみ処理施設(仮称)整備事業

実施方針

平成 29 年 12 月

新潟県長岡市

目 次

第1	特定事業に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	募集及び選定の方法	5
2	事業者の募集及び選定の手順	5
3	入札参加者の入札参加資格等	6
4	入札参加に係る提出書類	11
5	審査及び選定に関する事項	12
6	著作権	12
7	特許権	12
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項	13
1	基本的考え方	13
2	市による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）	13
第4	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1	立地条件等	15
2	施設整備の概要	15
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
第6	特定事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	18
4	金融機関との協議	18
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置	19
2	財政上及び金融上の支援	19
第8	その他事業の実施に必要な事項	20
1	議会の議決	20
2	入札参加に係る費用	20
3	本事業の担当部署	20
様式1	実施方針に関する質問・意見書	21
別紙1	計画地案内図	22
別紙2	事業スキーム図（イメージ）	23
別紙3	予想されるリスクと市と事業者のリスク分担表（案）	23

用語の定義

本実施方針で用いる用語を以下のように定義する。

- 市 : 長岡市をいう。
- 本事業 : 長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業をいう。
- 本施設 : 長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）をいう。
- P F I 法 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- S P C : 選定された入札参加者の構成員が本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
- 廃掃法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。
- 入札説明書等 : 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、及び事業契約書（案）をいう。
- 入札参加者 : 本事業の入札に参加する企業グループをいう。
- 構成員 : 入札参加者を構成する全ての企業であり、S P C に出資を行なう企業をいう。
- 代表企業 : 入札参加者を代表する企業をいう。S P C の最大出資者となる。
- 建設業法 : 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）をいう。
- 委員会 : 長岡市 P F I 事業等事業者選定委員会をいう。長岡市附属機関設置条例（昭和 32 年長岡市条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき設置され、事業者選定にあたっての審査を行う。
- 落札者 : 審査の結果、市から選定された入札参加者をいう。
- 基本協定 : 落札者の決定後、事業契約締結に向けて、市と落札者の構成員が締結する協定をいう。
- 事業契約 : 本事業の実施に関して、市と S P C が締結する契約をいう。
- 直接協定 : S P C による本事業の継続が困難となった場合等に、本事業の継続を図るため、S P C に資金提供を行う金融機関が一定の介入を行うことを可能とするために必要な事項を定めることを目的に、市と当該金融機関との間で締結する協定をいう。

第 1 特定事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業

(2) 公共施設の管理者等の名称

長岡市長 磯田 達伸

(3) 事業目的

本事業は、市において発生する一般廃棄物の適切な処理を将来にわたり継続的に実施し、資源回収及び回収したエネルギーの有効活用を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会の形成に適した本施設の整備及び運営を行うことを目的とする。

併せて、本事業において本施設の設計・建設及び運営の業務を包括的かつ長期的に民間事業者を実施させることにより、民間事業者が創意工夫をし、本施設にかかる市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図ることを目的とする。

なお、事業の実施にあたっては、地域経済の活性化、地域住民の安心・安全及び災害時の一時避難対応に関する積極的な取組みを期待する。

(4) 事業概要

本事業は、P F I法に基づき、本施設を設計・建設し、その後施設の運営までを一括して事業者委ねるものとする。落札者は、S P Cを設立し、市から委ねられる事業運営等を行う。

設計・建設期間については4年とし、本施設の運営期間は、施設の供用開始から15年間とする。

(5) 事業方式

本事業は、P F I法に基づき、事業者が本施設の設計・建設を実施後、施設の所有権を市へ移転した上で事業期間にわたり運営を実施するB T O方式とする。

(6) 事業スケジュール

ア 設計・建設期間：平成31年4月～平成35年3月（試運転期間を含む）

イ 運営期間：平成35年4月～平成50年3月（15年間）

※旧中之島ごみ処理施設及び中之島し尿処理施設の解体工事については、本事業とは別に平成30～31年度に実施する予定である。

(7) 事業終了後の措置

市は、本施設について運営期間を含め 30 年以上公共の用に供する予定であるため、事業者は事業期間終了時に、本施設を市の定める明渡し時における要求水準を満足する状態を保ち、市に引き継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、事業期間終了の 5 年前から、市と協議とする。

(8) 業務範囲

ア 事業者の業務

事業者は、以下の業務を行う。

- (ア) 資金調達業務
- (イ) 設計業務
 - a 実施設計業務
 - b 各種申請業務（建築確認申請、一般廃棄物処理施設設置許可申請を含む事業者が行う各種申請）
 - c 交付金申請等の実施支援
- (ウ) 建設業務
 - a 建設業務
 - b 各種申請業務（事業者が行う各種申請）
 - c 交付金申請等の実施支援
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 運營業務
 - a 受付管理業務（搬入ごみの受入判定、料金徴収等）
 - b 運転管理業務（運転管理、搬入出物の管理、搬入物の確認、搬出物の積込等）
 - c 物品・用役調達業務
 - d 維持管理業務（施設の検査、点検、補修等）
 - e 余熱利用業務（外部への電力等のエネルギー供給）
 - f 環境管理業務（環境基準値の遵守等）
 - g 情報管理業務（報告書作成・管理、各種情報の管理等）
 - h その他関連業務（見学者対応・住民対応・災害時の一時避難対応（事業者が負担すべき範囲）、施設清掃、警備、植栽管理、除雪等）

イ 市の業務

市は、以下の業務を行う。

- (ア) 本事業の実施に関する地元同意の取得
- (イ) 交付金の申請手続

- (ウ) 各種申請（建築確認申請等）の実施支援、施設の所有権移転に伴う諸手続等
- (エ) 計画管理
- (オ) 施設全体管理
- (カ) 搬出物の運搬、資源化（金属類等）及び最終処分（焼却残渣・不燃残渣）
- (キ) 売電に係る事務手続
- (ク) 見学者対応・住民対応（市が負担すべき範囲）
- (ケ) 契約管理

(9) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のサービス購入料とする。なお、詳細については入札公告時に示す。

ア 設計及び建設業務の対価

市は、事業者が行う本施設の設計及び建設業務に対する対価のうち、一定割合を一括支払金として工事期間中に出来高払いで事業者を支払う。一括支払金で支払った残りの金額については、運営期間にわたり事業者に毎年、サービス購入料として割賦で支払う。なお、一括支払金については、循環型社会形成推進交付金（高効率ごみ発電施設・マテリアルリサイクル施設）及び起債による支払いを想定している。支払いの詳細については入札説明書等に示す。

イ 運営業務の対価

市は、事業者が実施する施設の運営に対する対価をサービス購入料として運営期間にわたり事業者を支払う。サービス購入料は、固定料金と変動料金で構成される。支払いの詳細については入札説明書等に示す。

なお、物価変動による委託料の改定は、原則として年1回行うものとする。改定の具体的な規定については、入札説明書等に示す。

(10) 本事業の実施に必要と想定される根拠法令等

- ア 廃掃法
- イ 大気汚染防止法
- ウ 水質汚濁防止法
- エ 騒音規制法
- オ 振動規制法
- カ 悪臭防止法
- キ 下水道法
- ク ダイオキシシン類対策特別措置法
- ケ 都市計画法
- コ 農地法

- サ 工業用水法
- シ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- ス 消防法
- セ 航空法
- ソ 電気事業法
- タ 労働安全衛生法
- チ 公害健康被害の保証等に関する法律
- ツ 建築基準法
- テ 河川法
- ト 労働基準法
- ナ 地方自治法
- ニ 工場立地法
- ヌ その他本事業実施のために必要な関係法令、条例、計画等

※本事業の遂行に必要となる許認可について、市が取得すべき許認可については市の責任において取得する。また、事業者が取得すべき許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をPFI法に基づきPFI事業として実施することにより、事業期間にわたって、従来の公共事業にて実施した場合に比べ、市の財政負担額が同等以下で、かつ、公共サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

ア 定量的な評価に関しては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる市の財政負担額の総額を算出の上、従来方式における想定財政負担額との比較を現在価値に換算した上で評価を行う。

イ 市が提供を受けるサービス水準の向上については、可能な限り定量的な評価を行うものとするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断結果を評価内容と併せて、速やかに公表する。なお、特定事業に選定しない場合にも、その旨を公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。

なお、具体的な審査方法等については、入札説明書等において示す。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（想定）

募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う想定である。

日時	内容
平成 29 年 12 月 26 日（火）	実施方針の公表
平成 30 年 1 月 19 日（金） ～ 1 月 25 日（木）	実施方針に関する質問・意見の受付
平成 30 年 2 月 16 日（金）	実施方針に関する質問に対する回答
平成 30 年 3 月下旬	特定事業の選定・公表
平成 30 年 4 月下旬	入札公告及び入札説明書等の公表
平成 30 年 5 月上旬	入札説明書等に関する現地見学会
平成 30 年 5 月下旬	入札説明書等に関する質問の受付（第 1 回）
平成 30 年 6 月下旬	入札説明書等に関する質問の回答（第 1 回）
平成 30 年 7 月上旬	入札参加表明書、入札参加資格申請書類の受付
平成 30 年 7 月中旬	入札参加資格審査結果通知
平成 30 年 7 月下旬	入札説明書等に関する質問の受付（第 2 回）
平成 30 年 8 月中旬	入札説明書等に関する質問の回答（第 2 回）
平成 30 年 9 月	入札書類（入札書・提案書等）の受付
平成 30 年 12 月	落札者の選定・公表
平成 30 年 12 月	基本協定の締結
平成 31 年 2 月	仮契約締結
平成 31 年 3 月	事業契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針の内容について、次により質問・意見を受付ける。

(ア) 受付期間

平成 30 年 1 月 19 日（金）～平成 30 年 1 月 25 日（木）

(イ) 提出方法

様式1に記入した上、下記の提出先へ電子メール（添付ファイル）により送るものとし、電話での受付は行わない。

なお、質問・意見を提出した申込者は、必ず、電話により市が受信したことを確認すること。

質問・意見を提出された方には、後日内容確認のため、必要に応じてヒアリングを行うこともある。

(ウ) 提出先 長岡市環境部環境施設課

E-mail : kankyosi-nkn 555@city.nagaoka.lg.jp

イ 実施方針に関する質問・意見の回答

提出された実施方針に関する質問・意見に対する回答は、平成30年2月16日（金）までに下記の長岡市ホームページで公表する。

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate08/nk-disposal.html>

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PFI法に則して、実施することが適切であると認められる場合は、本事業を特定事業として選定し、平成30年3月に公表することを想定している。

エ 入札公告及び入札説明書等の公表

実施方針に関する質問・意見に対する回答を踏まえて、入札説明書等を公表する。

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書にて示す。

3 入札参加者の入札参加資格等

(1) 入札参加者の構成等

本事業への入札参加者は、次の全ての要件を満たすこと。

- ア 入札参加者は、「建屋の設計企業」、「建屋の建設企業」、「熱回収施設プラントの設計・建設企業（設計業務及び建設業務を実施する企業は同一）」、「不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業（設計業務及び建設業務を実施する企業は同一）」、「工事監理企業」及び「運営企業」で構成される。なお、各企業について、同一の企業が担うことも可能とする。
- イ 入札参加者を構成する全ての構成員はSPCに出資するものとし、構成員以外のもので出資することは認めない。なお、SPCに出資する全ての企業は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、工事監理企業については、SPCに出資をしないことも可能とする。
- ウ 本事業を実施することと選定された入札参加者は、仮契約締結までに本事業を実施するSPCを、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として長

岡市内に設立する。

- エ 入札参加者は、代表企業を定めるものとする。また、代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。
- オ 建屋の建設企業、熱回収施設プラントの設計・建設企業及び不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業は工事監理業務を実施することは出来ないものとする。また、当該各建設企業と資本面又は人事面において関連がある企業は、工事監理業務を行なうことはできないものとする。
- カ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員として重複して参加することはできないものとする。
- キ 契約の締結に至らなかった入札参加者の構成員は、SPCの構成員になることはできないものとする。
- ク 入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。

(2) 入札参加者の資格要件

入札参加者について、次の要件を満たす必要がある。

- ア 全ての企業は、本事業を円滑に遂行出来る安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 全ての企業は、本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 建屋の設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業種登録がなされていること。
- エ 建屋の建設企業は、次の要件を全て満たしていること。複数者で参加する場合は、全ての者が(ア)及び(イ)を満たし、いずれかの者が(ウ)を満たしていること。
 - (ア) 建設業法の建築一式工事の特定建設業の許可を有すること。
 - (イ) 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において、建築一式工事の業種登録がなされており、かつ、以下の a 又は b の要件を満たしていること。
 - a 以下の要件を全て満たしていること。
 - ・長岡市内に本社を有すること。
 - ・市の平成 30 年度入札参加資格者名簿の建築一式工事における総合評点が 900 点以上であること。

- b 以下の要件を全て満たしていること。
 - ・新潟県内に本社を有し、かつ長岡市内に支店又は営業所を有すること。(長岡市内に本社を有する者を除く)
 - ・市の平成 30 年度入札参加資格者名簿の建築一式工事における総合評点が 1100 点以上であること。
- (ウ) 建設業法における建築工事業に係わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- オ 熱回収施設プラントの設計・建設企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 建設業法の清掃施設工事の特定建設業の許可を有すること。
 - (イ) 建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
 - (ウ) 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において、清掃施設工事の業種登録がなされており、かつ、清掃施設工事における総合評点が 1100 点以上であること。
 - (エ) 以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉）の元請としての設計・建設実績を 2 件以上有すること。
 - ・ボイラータービン発電設備を有する施設
 - ・施設規模 82t/日以上
 - ・平成 14 年度以降に竣工した施設
- カ 不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 建設業法の清掃施設工事の特定建設業の許可を有すること。
 - (イ) 建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
 - (ウ) 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において、清掃施設工事の業種登録がなされており、かつ、清掃施設工事における総合評点が 800 点以上であること。
 - (エ) 以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の元請としての実績を有すること。
 - ・不燃・粗大ごみを対象とした低速回転破砕機、高速回転破砕機、磁選機、アルミ選別機を有する施設
 - ・入札参加表明書の提出期限日において 1 年以上の稼働実績を有する施設
- キ 工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。
 - (ア) 建屋の工事監理企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で

参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。

a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業種登録がなされていること。

(イ) 熱回収施設プラント及び不燃・粗大ごみ処理施設プラントの工事監理企業は、入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において建設コンサルタントの廃棄物の業種登録がなされていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。

ク 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 熱回収施設の運営を行う企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が a から d を満たし、いずれかの者が e を満たしていること。

a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因して、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。

b 運営企業のうち運転管理業務を実施する者は、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉）の運転管理実績を 2 件以上有すること。

- ・ボイラータービン発電設備を有する施設
- ・施設規模 82t/日以上以上の施設
- ・平成 14 年度以降に竣工した施設

c 運営企業のうち維持管理業務を実施する者は、建設業法の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

d 運営企業のうち維持管理業務を実施する者は、入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において、清掃施設工事の業種登録がなされていること。

e 運営企業のうち運転管理業務又は維持管理業務を実施する者は、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、b の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を熱回収施設の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置すること。

(イ) 不燃・粗大ごみ処理施設の運営を行う企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が a から d を満たし、いずれかの者が e を満たしていること。

a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因して、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者は、その執行を終わり、又は執行を受ける

ことがなくなった日から5年を経過していること。

- b 運営企業のうち運転管理業務を実施する者は、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の運転管理実績を2件以上有すること。
 - ・不燃・粗大ごみを対象とした高速回転破砕機を有する施設
 - ・入札参加表明書の提出期限日において1年以上の稼働実績を有する施設
- c 運営企業のうち維持管理業務を実施する者は、建設業法の規定による清掃施設工事的特定建設業の許可を受けていること。
- d 運営企業のうち維持管理業務を実施する者は、入札参加表明書の提出日に市の平成30年度入札参加資格者名簿において、清掃施設工事的業種登録がなされていること。
- e 運営企業のうち運転管理業務又は維持管理業務を実施する者は、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、bの要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を不燃・粗大ごみ処理施設の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置すること。

(3) 入札参加者の制限

入札参加表明書、入札参加資格申請書類の提出日において、次に該当する者は、入札参加者の構成員になることはできないものとする。なお、入札参加表明書、入札参加資格申請書類提出後においても構成員が以下に該当することとなった場合、市は当該入札参加資格を取り消すことがある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ PFI法第9条の規定に該当する者。

ウ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされている者。

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
- (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
- (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て

- (エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て
- エ 建設業法に基づく営業停止処分を受けている者。
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は、課徴金納付命令（事前通知含む。）を受けている者。
- カ 入札参加表明書、入札参加資格申請書類の提出日から仮契約が締結されるまでの間に、市の指名停止措置を受けている者。
- キ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者。
- ク 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者（パンフィックコンサルタンツ株式会社）及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ケ 委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

4 入札参加に係る提出書類

入札参加に係る提出書類は、以下のものを想定している。提出書類の詳細は、入札説明書等において示す。

(1) 入札参加資格申請書類

- ア 入札参加表明書
- イ 構成員表
- ウ 会社概要及び決算報告書（全社分）
- エ 納税証明書（全社分）
- オ その他入札参加資格要件が確認できる登録証、許可証及びその他書類

(2) 入札書類

- ア 入札書
- イ 提案書
 - (ア) 設計・建設業務に関する提案書（図面集、参考資料含む）
 - (イ) 運營業務に関する提案書（参考資料含む）
 - (ウ) 事業計画に関する提案書（資金計画、事業収支計画等、参考資料含む）
- ウ 入札書類提出届等その他必要書類

5 審査及び選定に関する事項

(1) 委員会の設置

市は、長岡市附属機関設置条例（昭和 32 年長岡市条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき、「長岡市 P F I 事業等事業者選定委員会」を設置する。

(2) 審査基準等

事業提案に関する審査は、入札参加者の提案する入札価格に加えて、設計・建設業務、運營業務及び事業計画に関する提案内容を総合的に評価する予定である。

なお、詳細については、入札説明書等にて示す。

(3) 落札者の決定

委員会は入札参加者から提出される入札書類を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として市に意見を具申し、市は委員会の意見を踏まえて、落札者を決定する。

市は落札者と協議を行い、協議が整った場合には、落札者と基本協定を締結し、落札者は S P C を設立する。市と S P C は基本協定を踏まえて事業契約（仮契約）を締結する。

仮契約は市議会の議決を経て、本契約となる。

(4) 審査結果の公表

市は、委員会における審査結果をまとめ、落札者決定後、速やかに公表する。

なお、最終的に入札参加者がいない、又は、本事業を実施するに当たり適当であると客観的に判断された提案がない場合は、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

6 著作権

入札参加者の提案書等に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できるものとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

7 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。

この考え方に基づいて、市及び事業者間における設計・建設段階、運営段階等におけるリスク分担表を別紙3に示す。なお、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとすることから、入札公告時に示す事業契約書（案）を参照すること。

2 市による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

市は、事業者が契約で定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を満足していることを確認するとともに、SPCの財務状況の把握をするため、定期的又は必要に応じてモニタリングを行う。

モニタリングに必要な費用として市に生じた費用は、原則として市が負担するものとするが、モニタリング実施に必要な市への提出書類の作成等については、事業者の責任及び費用負担により行うこと。

現段階におけるモニタリングの実施時期等は以下のとおりであるが、モニタリング方法の詳細については、入札説明書等にて示す。

(1) モニタリングの実施時期

ア 設計段階

設計中及び設計の完了時に、事業者の設計内容が、要求水準書及び契約書等で定める水準を満たしているか確認する。

イ 建設段階

工事施工及び工事監理の状況について、工事期間中、定期的に確認する。

建設工事の完成時に、事業者により建設された本施設及び関連事業が要求水準書及び契約書等で定める水準を満たしているか確認する。また、SPCの経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

ウ 運営段階

事業者の行う運営業務が、要求水準書及び契約書等で定める水準を満たしているか確認する。また、SPCの経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

(2) モニタリング結果についての対応

市は、モニタリングの結果、事業者の行う業務が、要求水準書及び契約書等で定

める水準を満たしていないと判断した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除等の措置を講じるものとする。

改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除等の具体的な手続き等は入札説明書等に示す。

第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件等

所在地	長岡市中条新田 1080-2 (現中之島クリーンセンター敷地内)
敷地	敷地全体面積：約 22,830 m ² 工事区域面積：約 17,717 m ² (新クリーンセンター建設範囲)
形態規制	用途地域：都市計画区域外 (指定無し) 建ぺい率：指定無し 容積率：指定無し

2 施設整備の概要

本施設の施設構成は以下を予定している。

(1) 熱回収施設 (高効率ごみ発電施設)

施設構成	対象廃棄物：可燃ごみ、破碎可燃物等 処理方式：ストーカ炉 発電設備：高効率ごみ発電設備 処理能力：82t/日 (41t/24h×2 炉)
------	-------------------------------------------------------------------------------

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル施設)

施設構成	対象廃棄物：不燃・粗大ごみ、破碎選別不燃残渣等 処理方式：低速回転破碎机、高速回転式破碎机、破選機、アルミ選別機 処理能力：23t/5h (1 基)
------	----------------------------------------------------------------------------------

(3) その他

- ・管理・計量棟
- ・駐車場
- ・洗車場
- ・ストックヤード
- ・車庫棟 等

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

本事業の契約について疑義が生じた場合には、市と事業者で誠意をもって協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、本契約において定める具体的措置によるものとする。

また、本契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 特定事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、事業者が契約で定める条件に違反した場合、又は事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、事業者に対して業務の改善勧告及びサービス購入料の減額等を行うことができる。

(2) モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、又は改善することができなかった場合には、事業契約を解除することができる。

また、市は、事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、又は業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、事業契約を解除する前に事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

(3) 事業者の倒産等による事業契約の解除

市は、事業者の倒産、財政状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、事業契約を解除することができる。ただし、市は、事業契約を解除する前に事業者に対して一定の猶予期間与える場合がある。

(4) 損害賠償

(2)及び(3)の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と合理的に判断される場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 損害賠償

(1)の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は事業者に損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、市及び事業者は、事業継続の可否について協議するものとする。なお、一定期間内に協議が整わなかった場合、本契約の措置に従うものとする。

4 金融機関との協議

市は、本事業の安定性、継続性の確保のために必要がある場合には、事業者に資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2 財政上及び金融上の支援

事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう務めるものとする。

第 8 その他事業の実施に必要な事項

1 議会の議決

市は、全期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる予定である。

また、市は、事業契約の締結にあたり、予め議会の議決を経る予定である。

2 入札参加に係る費用

本事業の入札参加に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

3 本事業の担当部署

本事業の担当は、次のとおりである。

長岡市環境部環境施設課

〒940-0015 新潟県長岡市寿 3 - 6 - 1

TEL : 0258-24-2838

FAX : 0258-24-6553

E-mail : kankyosi-nkn 555@city.nagaoka.lg.jp

様式1 実施方針に関する質問・意見書

様式1

平成30年 月 日

実施方針に対する質問・意見

長岡市長 磯田 達伸

会社名 _____
 所在地 _____
 担当者氏名 _____
 所 属 _____
 電 話 _____
 メールアドレス _____

長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業の実施方針に対して、以下の質問、意見がありますので提出します。

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	2	第1				
	1					別添の Excel ファイルにて作成してください。
	2					
	...					

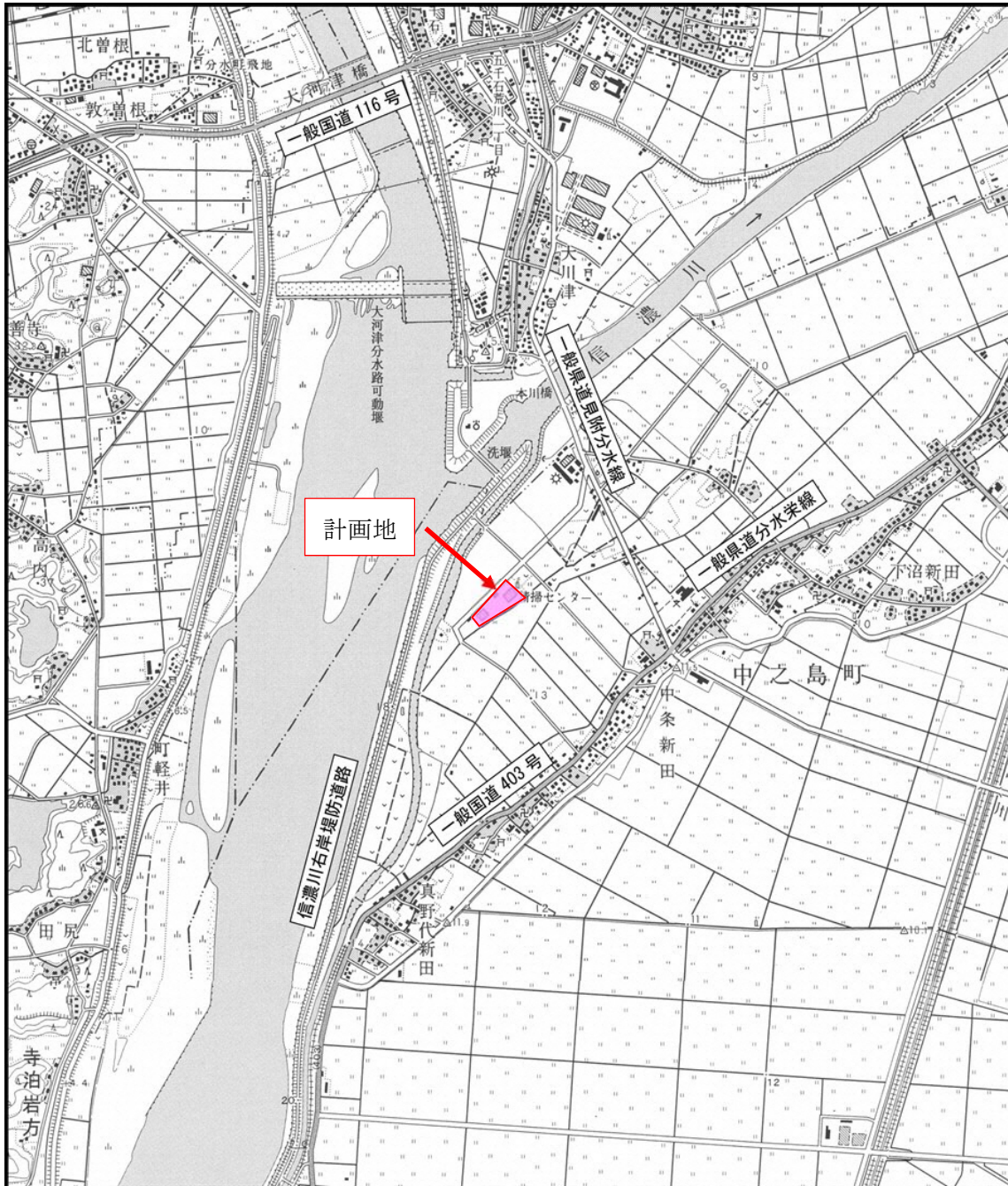
※行については適宜、追加、削除してください。

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	2	第1	1	(8)ア	事業者の業務	○○○○…
	1					
	2					
	...					

※行については適宜、追加、削除してください。

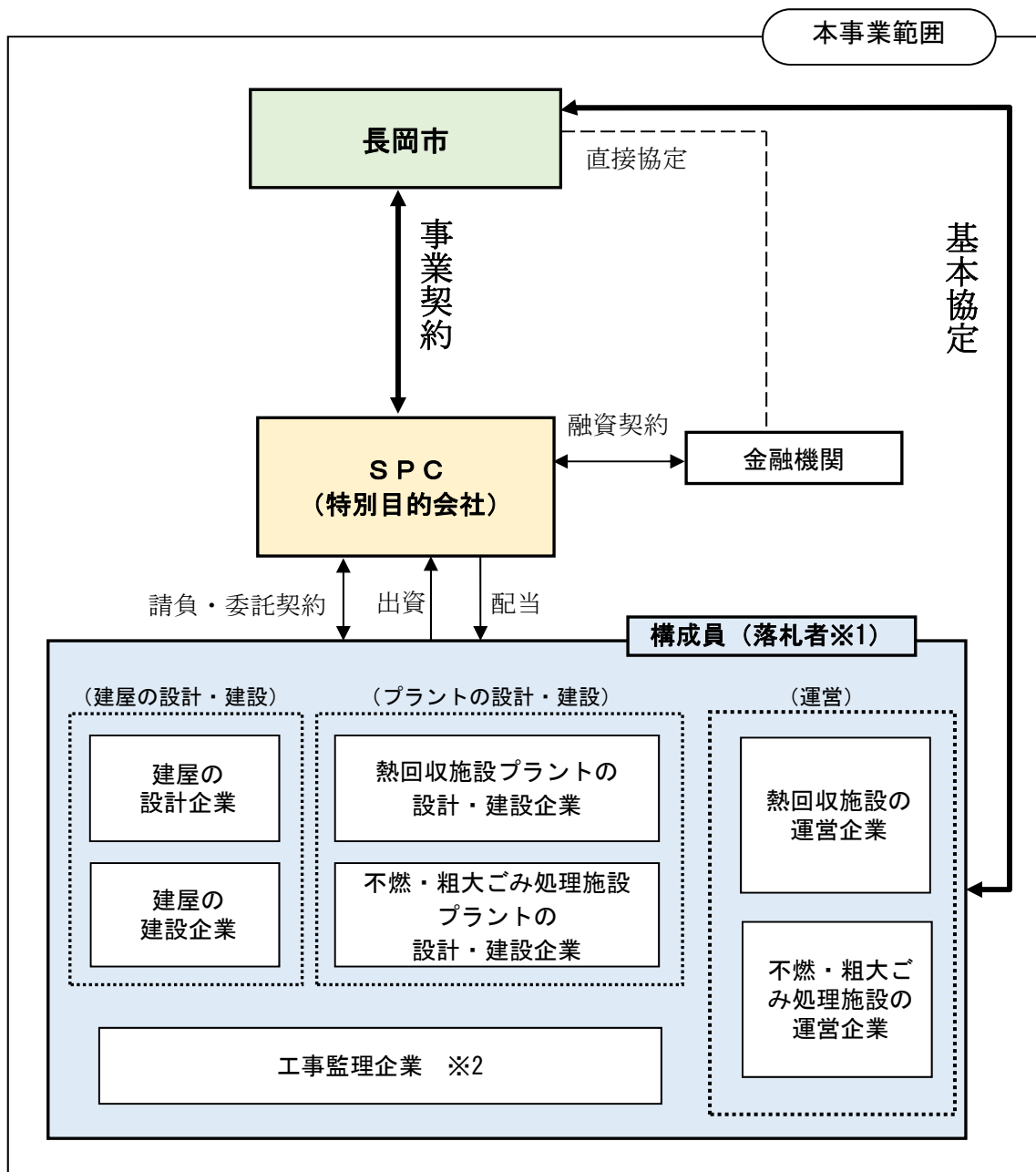
別紙 1 計画地案内図



別紙2 事業スキーム図（イメージ）

事業スキーム図はイメージであり、各企業は第2「3 入札参加者の入札参加資格等」を満たしていることが条件となる。

各企業について、同一の企業が担うことも、複数者で担うことも可能とする。



※1 落札者は、市から選定された入札参加者のことをいう。

※2 工事監理企業については、SPCに出資をしない企業とすることも可能とする。

別紙3 予想されるリスクと市と事業者のリスク分担表（案）

○主分担、△従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通段階	入札説明書等	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	入札参加費用	入札参加に係る費用に関するもの		○
	契約締結	公共の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等	○	
		民間事業者の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等		○
	行政（議会否決）	事業契約に関する議会承認が得られない場合※1	○	○
	計画変更	公共の事由による事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
	用地確保	事業用地の確保に関するもの	○	
	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の法令の新設、変更に関するもの		○
	税制度変更	本事業に直接関係する税制度の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の税制度の新設、変更に関するもの		○
	許認可遅延	公共が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	
		民間事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	近隣対応	事業の実施そのものに対する近隣対応	○	
		事業者の実施する業務に起因する近隣対応		○
	第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		上記以外のもの	○	
	環境保全	調査、設計、建設、運営における有害物質の排出や漏洩等、環境保全に関するもの		○
	資金調達	公共が用意する資金の調達に伴う遅延	○	
		民間事業者が用意する資金の調達に伴う遅延		○
	交付金	公共の事由による交付金の交付遅延	○	
		事業者の事由による交付金の交付遅延		○
	物価変動	設計・建設期間中の物価変動（施設整備費に相当するもの）※2	○	△
運営期間中の物価変動（運営費に相当するもの）		○		
金利変動	設計・建設期間中の金利変動	○		
	基準金利確定以降の金利変動		○	
不可抗力	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、遅延、中止等※3	○	△	
事故の発生	事業者の事由による事故の発生		○	
債務不履行	公共の都合により、本事業が継続されない場合	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
設計段階	設計変更	公共の指示、提示条件の不備等による設計変更	○	
		事業者の提案内容の不備等による設計変更		○
	測量、調査	公共が実施した測量、調査に関するもの	○	
事業者が実施した測量、調査に関するもの			○	

	建設着工の遅延	公共の指示、提示条件不備等による建設着工の遅延	○	
		上記以外のもの		○
建設段階	工事費の増大	公共の指示、提示条件の不備等による費用の増大	○	
		上記以外のもの		○
	工事の遅延	公共の指示、提示条件の不備等による工事の遅延	○	
		上記以外のもの		○
	一般的損害	工事目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		○
	性能	要求水準書等との不適合（施工不良を含む）		○
試運転、性能試験	試運転、性能試験（事業者実施）に必要な廃棄物の供給等	○		
	試運転、性能試験（事業者実施）の結果、要求水準書等に適合しない場合		○	
運営段階	ごみ量の変動※4	搬入されるごみ量の変動によるコスト負担の変動	○	△
	ごみ質の変動	要求水準書に示すごみ質の範囲外の変動	○	
		要求水準書に示すごみ質の範囲内の変動		○
		事業者が実施すべき確認を怠ったことによるごみ質の変動		○
	性能	要求水準書等との不適合（施工不良を含む）		○
	施設の瑕疵	事業期間中における施設の瑕疵		○
施設の損傷	事故等による施設の損傷（不可抗力は除く）		○	
終事了業時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額については、それぞれ負担する。

※2 一定の範囲の物価変動については事業者が負担する。

※3 不可抗力については、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

※4 事業者は契約した固定料金及び変動料金で業務を遂行する。